

令和 7 年 4 月 25 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名 清水 尚美



令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議 員

清水尚美

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	259	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	226,944	視察費用 控室ピカラ料金代
研 修 費	104,199	観光議連会費ほか
広 報 費	213,216	清水なおみNEWS No23、ポスティング代 ほか
広 聴 費	116,842	ガソリン代、携帯電話代、駐車場代
要請・陳情活動費	113,132	国土交通大臣へ予算要望
会 議 費	0	
資料作成費	8,599	エプソンインク代 ほか
資料購入費	147,176	新聞代
人 件 費	0	
事務所費	54,698	文具費、Microsoft onedrive、ウイルスバスター代
合 計	984,806	

3. 残 額 239,453 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
5/1	一宮市中央図書館視察	57,929 円		1
5/24	大垣市視察	52,280 円		2
7/13	福島市、山形市視察	110,135 円		3
3/31	公明党控室ピカラ料金(令和6年4月～令和7年3月分)	6,600 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		226,944 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和6年 5月 1日	整理番号	/	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	視察 一宮市中央図書館 日程 令和6年4月30日～5月1日			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	(1,270+1,270+450 +1,800) 計 4,790	円	100 %
	宿 泊 費		円	100 %
	パック代金	51,800	円	100 %
	そ の 他	1,339	円	100 %
	合 計	57,929	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和6年 5月 1日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。
※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。
※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 証

2024年04月22日

清水 尚美 様

金額 ￥ 51,800 ※



但し 航空券・宿泊代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000000551 予約No. 7502

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号



株式会社 日本交通

代表取締役 光 田 浩 二

〒790-0878 松山市勝山町1-1

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

領 収 証

No.037585

清水尚美 殿

収 入

印 紙

金 額	千 万	百 万	拾 万	千	百	十	円
			4	1	3	3	9

但し

消費税	1,240×1
消費税 (8%)	99

上記金額正に領収致しました。

2024 年 4 月 23 日

株式会社 博 雲

松山市井門町1331

電話 (089) 958-3355

※ 金額の訂正、発行者印無きものは無効。

登録番号 T5500001003013

発行者

74696

領収書

様

金額: 450円
(消費税等 40円を含む)

品目: 乗車券類 税率: 10%対象 450円

種別: 現金

名古屋鉄道株式会社
T81800010318
名鉄一宮発行 01001

2024年-5月-1日
14:06

印紙税申告納
付つき名古屋中村
税務署承認済

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

事前2 Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394

TEL 089-971-5439

領収書

精算機 #14 P 精算No.000112
発券機 #01 発券No.006259
入庫時刻 2024年 4月30日(火) 11:17
精算時刻 2024年 5月 1日(水) 19:51
駐車時間 1日 8:34
駐車料金 A料金 1,800円
=====
合 計 1,800円
(内税10%対象額 1,800円)
現金領収額 1,800円
お預り 10,000円
お釣り 8,200円
またのご利用をお待ちしております。

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 清水尚美



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和 6 年 4 月 30 日 ～ 令和 6 年 5 月 1 日
支 払 金 額	2,540 円
支 払 先	名古屋鉄道株式会社
使 途 内 容	交通費
領収書を添付 できない理由	Suica の IC カード支払い

6松（議調）第15号

令和6年4月18日

一宮市議会議員 岡本 将嗣 様

松山市議会議員 渡部 克彦



行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般、お願いしました当市議会 公明党議員団 の行政視察について御了解いただき誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきますので、御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 視察日時 令和6年5月1日（水）午前10時
2. 視察項目
 - ・ 中学校休日部活動の地域以降について
 - ・ 中央図書館について
3. 視察議員 公明党議員団2名
 - 清水 尚美（しみず なおみ）
 - 長野 昌子（ながの まさこ）

【連絡先】

松山市議会事務局 議事調査課 森

TEL : 089-948-6651

FAX : 089-921-1110

E-mail : XXXXXXXXXX@city.matsuyama.ehime.jp

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 清水尚美



整理番号	
日 程	令和6年5月1日(水) 10:00~11:00
目 的	中学校休日部活動の地域以降について
訪問先	一宮市中央図書館 会議室
概 要 所 見	一宮市 教育委員会事務局教育部 学校教育課 尾関良彦 課長 平松勇人 課長補佐 概要 ・経緯と事業概要について ・参考にした先進事例について ・現状と課題について
	所見 ・休日部活動の希望アンケート等は学校教師に負担とならないように教育委員会が事務局を担っている。 ・先行事例等を紹介していただき内容が理解できた。 ・令和8年度の完全移行を目指し意気込みが伝わってきた。 ・分かりやすい資料を用意していただき大変良い勉強になった。 ・本市でも各学校に任せるのではなく教育委員会が事務局を担う方が良いのではないかと思う。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 清水尚美



整理番号	
日 程	令和 6 年 5 月 1 日 (水) 11 : 00 ~ 12 : 00
目 的	一宮市中央図書館について
訪問先	一宮市中央図書館
概 要 所 見	一宮市活力創造部 図書館管理課 植田輝行 課長 中央図書館 木全美也子 専任係長 ●詳細 建設の経緯について ・複合施設内へ設置したことへのメリットについて ・中央図書館の特徴について ・図書館の貯蔵冊数と貸出冊数 ・図書館の一日の利用者数と利用年代について ・駐車場の利用料金について ・委託運営による効果は ・今後の課題は
	所見 ・利用客数の多い駅に図書館を併設されたことで人流ができています。 ・図書館の利用年代は 60 代以上が 30% を占めており健康長寿にも一役買っているようだ。 ・本市も JR 松山駅に図書館があれば人流の確保につながるのではないかと考える。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自 5 年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和6年 5月 24日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	視察 大垣市役所 日程 令和6年5月23日～24日			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	(3,550 + 500 + 450 + 1,800) 計 6,300	円	100 %
	宿 泊 費		円	100 %
	パック代金	45,980	円	100 %
	そ の 他		円	100 %
	合 計	52,280	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和6年 5月 24日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領収証

2024年05月16日

清水 尚美 様

金額

¥ 45,980 ※

但し 旅費として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000000638 予約No. 7888

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。

2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号

株式会社 日本交通

代表取締役 光

〒790-0878 松山市髙山町1

TEL089-946-3911, FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

領収書 75646

清水尚美 様

金額: 500円 (消費税等 45円を含む)

品目: 特別車両券 税率: 10%対象 500円

種別: 現金

名古屋鉄道株式会社

2024年-5月23日 14:27

T8180001031

名鉄名古屋発行

印紙税申告納付につき名古屋市中村区税務署承認済

領収書 75668

清水尚美 様

金額: 450円 (消費税等 40円を含む)

品目: 特別車両券 税率: 10%対象 450円

種別: 現金

名古屋鉄道株式会社

2024年-5月24日 13:21

T81800010318

名鉄一宮発行 01601

印紙税申告納付につき名古屋市中村区税務署承認済

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構
松山空港駐車場
事前 Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394
TEL 089-971-5439

領収書

精算機 #14 P 精算No.000132

発券機 #01 発券No.021549

入庫時刻 2024年 5月23日(木) 11:12

精算時刻 2024年 5月24日(金) 19:42

駐車時間 1日 8:30

駐車料金 A料金 1,800円

=====
合 計 1,800円

(内税10%対象額 1,800円)

現金領収額 1,800円

お預り 5,000円

お釣り 3,200円

またのご利用をお待ちしております。

(様式8)

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 清水尚美



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和6年5月23日 ～ 令和6年5月24日
支 払 金 額	3,550 円
支 払 先	名古屋鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社
使 途 内 容	交通費
領収書を添付 できない理由	Suica の IC カード支払い

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 清水尚美



整理番号	
日 程	令和6年5月24日(金) 10:00~11:20
目 的	防災DXについて
訪問先	大垣市役所
概 要 所 見	大垣市役所 生活環境部 危機管理室 三宅康治 室長 熊田直美 危機管理専門官 ●詳細 避難所受付支援システムについて ・システムの概要について ・システム導入までの経緯 ・参考にされた他市情報 ・予算概要 ・事前登録状況 ・今後の課題について
	所見 ・避難所受付支援システムの開発を提案する企業を全国から募集しシステム開発を行われたことに驚いた。 ・募集提案が39件あり、その中で2企業に絞り避難所受付支援システムと防災備蓄管理システムの開発に取り組まれた。 ・避難所には管理するパソコンの配備も終え訓練などで受付を行っているが手書きするより時間短縮が図れ効率的である。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和6年 7月 13日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	視察 福島市、山形市 日程 令和6年7月11日～13日			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	(1,205+2,700) 計 3,905	円	100 %
	宿 泊 費		円	100 %
	パック代金	94,250	円	100 %
	そ の 他	(5,500+6,480) 計 11,980	円	100 %
	合 計	110,135	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和6年 7月 13日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 証

清水 尚美

様

No. _____

★ ￥ 5,500-

内 訳	
現 金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	

但

視察料として

R6 年 7 月 12 日 上記正に領収いたしました

シェルターインクルーシブプレイスコバル運営企業

特定非営利活動法人 生涯スポーツ振興会

〒990-2442 山形市南二番町8番3号

TEL023-631-1147

登録番号:T4390005001109

収入印紙

領 収 証

2024年07月03日

清水 尚美 様

金額

¥ 94,250 ※



但し

Ref.No. 0000000834 予約No. 9285

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号
株式会社 日本交通
代表取締役 光田 隆雄
〒790-0878 松山市錦山町1丁目
TEL089-946-3911 FAX089-933-1616
通格事業者番号 T4500001003055

担当者印

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

事前2 Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394

TEL 089-971-5439

領 収 書

精算機 #14 P 精算No.000155
発券機 #01 発券No.051389
入庫時刻 2024年 7月11日(木) 06:33
精算時刻 2024年 7月13日(土) 21:44
駐車時間 2日 15:11
駐車料金 A料金 2,700円
=====

合 計	2,700円
(内税10%対象額)	2,700円)
現金領収額	2,700円
お預り	10,000円
お釣り	7,300円

またのご利用をお待ちしております。

POÈME
SWEETS PARK

登録番号 T6500001003648

母恵夢スイーツパーク
愛媛県東温市則之内甲2585-1
TEL:089-955-8333

夏の母恵夢は爽やか仕立て！
6月1日から販売開始！
「ベビー母恵夢白桃」
「ベビー母恵夢瀬戸内レモン」
ぜひ、ご利用ください♪

店No:000000001 レジNo:000001
2024年 7月10日(水曜日) 10時44分
000000004 000000004
シートNo:2725

領収証明細

領収書発行番号 1130
金額 ¥6,480

内8 ベビー母恵夢15個 ¥6,480
(4個 x 01,620)

母恵夢スイーツパーク
愛媛県東温市則之内甲2585-1
TEL:089-955-8333

但し、

¥6,480-

金額 収 書

様

消費税

480円を含む。

No.000001-1130-2725

2024年07月10日

として上記正に領収いたしました。

支払内訳
現金 ¥6,480
(内消費税等 ¥480)

印 紙
不 要

※財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折の保管をお願いします。

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 清水尚美



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和6年7月11日 ～ 令和6年7月13日
支 払 金 額	1,205 円
支 払 先	東日本旅客鉄道株式会社 東京モノレール株式会社
使 途 内 容	交通費
領収書を添付 できない理由	Suica の IC カード支払い

3
6 松（議調）第48号
令和6年5月21日

福島市議会議長 萩原 太郎 様

松山市議会議長 渡部 克彦

行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般、お願いしました当市議会 公明党議員団 の行政視察について御了解いただき誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきますので、御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 視察日時 令和6年7月12日（金）午後15時～16時30分
- 2 視察項目 道の駅ふくしまについて（現地視察のみ）
- 3 視察議員 公明党議員団3名
大塚 啓史（おおつか けいし） ※会派代表
清水 尚美（しみず なおみ）
長野 昌子（ながの まさこ）

【連絡先】

松山市議会事務局 議事調査課 大内（平）

TEL：089-948-6650

FAX：089-921-1110

E-mail：[redacted]@city.matsuyama.lg.jp

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 清水尚美



整理番号	3
日 程	令和6年7月12日(金) 10:00~11:30
目 的	シェルターインクルーシブプレイスコパルの視察
訪問先	山形市大字片谷地 580 - 1 南部児童遊戯施設
概 要 所 見	シェルターインクルーシブプレイスコパル 色部正俊 館長 ●詳細 シェルターインクルーシブプレイスコパルについて ・経緯と事業概要について ・PFI 方式とした理由について ・利用状況について ・今後の課題について
	所見 ・障がいがあっても無くても誰もが安心して遊べる施設になっていた。また、敷地面積が広く周囲の環境と調和がとれる設計になっていた。 ・来場者も多く時間制限することもあるようだ。特に長期の休みは予約が必要となっていた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 清水尚美



整理番号	3
日 程	令和6年7月12日(金) 15:00~16:30
目 的	道の駅ふくしま視察
訪問先	福島県福島市大笹生月崎1-1
概 要 所 見	福島市 商工観光部 観光交流推進室 地域資源振興係 副主査 梨子 渉 ●詳細 道の駅ふくしまについて ・経緯と事業概要について ・防災倉庫と室内の子どもの遊び場、ドッグランを設置した意図は ・利用状況について ・予算について ・今後の課題について
	所見 ・敷地面積は約2万7千平方メートルと広くオープンして2年で来場者が約330万人を超えている。 ・敷地内に屋内子ども遊び場を併設され子供たちが屋内砂場で遊んでいるのが印象に残った。 ・ドッグランができる場所もあり誰もが安心して訪れることができる道の駅になっていた。 ・予算は国の支援なども活用して創設できていた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	公明党控室 ピカラ料金 令和 6 年度 1 か月 4,400 円÷8=550 円			
金 額	6,600 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項	領収書原本 泉所有			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	5 月 27 日	550 円	100 %	550 円
5 月分	6 月 27 日	550 円	100 %	550 円
6 月分	7 月 29 日	550 円	100 %	550 円
7 月分	8 月 27 日	550 円	100 %	550 円
8 月分	9 月 27 日	550 円	100 %	550 円
9 月分	10 月 28 日	550 円	100 %	550 円
10 月分	11 月 27 日	550 円	100 %	550 円
11 月分	12 月 27 日	550 円	100 %	550 円
12 月分	1 月 27 日	550 円	100 %	550 円
1 月分	2 月 27 日	550 円	100 %	550 円
2 月分	3 月 27 日	550 円	100 %	550 円
3 月分	4 月 28 日	550 円	100 %	550 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2024年06月01日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-14

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
基本料金	10%	4,400	4月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
株愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/5/27口座振替分◆

2024年07月02日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-10-4

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金		10%	4,400	5月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/6/27口座振替分◆

2024年08月01日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビラ料金		10%	4,400	6月分月払い
	税込金額	消費税額		
10%対象	4,400	400		
小計	4,400	400		

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/7/29口座振替分◆

〒 790-0002
愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室
松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140



領 収 書



登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビラ料金		10%	4,400	7月分月払い
	税込金額	消費税額		
10%対象	4,400	400		
小計	4,400	400		

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/8/27口座振替分◆

2024年11月01日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-11-14

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
基本料金		10%	4,400	9月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/10/28口座振替分◆

2024年12月05日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
基本料金		10%	4,400	10月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
株愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/11/27口座振替分◆

2025年01月07日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-107A-4

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビ・カ・テ料金		10%	4,400	11月分月払い
	税込金額	消費税額		
10%対象	4,400	400		
小計	4,400	400		

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/12/27口座振替分◆

2025年02月03日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-17-4

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビ・カラ料金		10%	4,400	12月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/1/27口座振替分◆

2025年03月04日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考									
ビデオ料金		10%	4,400	1月分月払い									
<table><tr><td></td><td>税込金額</td><td>消費税額</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>4,400</td><td>400</td></tr><tr><td>小計</td><td>4,400</td><td>400</td></tr></table>						税込金額	消費税額	10%対象	4,400	400	小計	4,400	400
	税込金額	消費税額											
10%対象	4,400	400											
小計	4,400	400											

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/02/27口座振替分◆

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

2025年04月01日

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金		10%	4,400	2月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/3/27口座振替分◆

2025年05月02日

4

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
基本料金		10%	4,400	3月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/04/28口座振替分◆

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期	3,000 円		5
11/2	中核市サミット2024in秋田	94,499 円		6
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期	3,000 円		7
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		8
3/31	坊ちゃん劇場後援会年会費	2,500 円		9
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		104,199 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6 年 9 月 30 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 2024 年度、上半期（2024 年 4 月分～2024 年度 9 月分）会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6 年 5 月 9 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和 6 年 5 月 9 日

清 水 尚 美 様

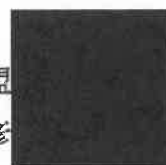
下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦



松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和6年 11月 2日	整理番号	6		
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費		
用 務	研修 中核市サミット 2024in 秋田 日程 令和6年10月30日～11月2日				
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	519	円	100	%
	宿 泊 費		円	100	%
	パ ッ ク 代 金	84,980	円	100	%
	そ の 他	9,000	円	100	%
	合 計	94,499	円	100	%
特 記 事 項					
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和6年 11月 2日			
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					
領収書 別紙添付					

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 証

2024年10月25日

清水 尚美 様

金額

¥ 9 1 , 0 0 0 ※

但し JR・宿泊代として（取扱手数料含）

上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000001317 予約No. 12994

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号
株式会社 日本交通
代表取締役 光 岡 隆 二
〒790-0878 松山市勝山町1
TEL089-946-3911 FAX089-933-1616
適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

令和6/10/16

旅 費 見 積 書

松山市議会事務局 様

(人数 1 名様)

株式会社 日本交通社
松山市勝山町1丁目18-10

電話 (089) 946-3911

代表取締役 光田 秀之

担当者

ご旅行日	2024/10/29~2024/11/2
ご旅行先	長野 秋田

この度のご旅行下記の通りお見積もり申し上げます。

種 別	数量	単価	金 額	摘 要
航空券	1	37,440	37,440	10/29 松山07:30→08:50羽田
航空券	1	47,970	47,970	11/02 羽田09:25→11:00松山
JR	1	2,640	2,640	東京-軽井沢 (乗車券)
JR	1	3,380	3,380	東京-軽井沢 (特急券)
JR	1	10,670	10,670	軽井沢-秋田 (乗車券)
JR	1	3,170	3,170	軽井沢-大宮 (特急券)
JR	1	7,470	7,470	大宮-秋田 (特急券)
JR	1	10,010	10,010	秋田-東京 (乗車券)
JR	1	8,210	8,210	秋田-東京 (特急券)
宿泊	1	28,600	28,600	10/30~2泊 ホテルトリプルアイン秋田 (別館禁煙 朝付)
宿泊	1	16,300	16,300	11/1 京王プレッソイン浜松町 (禁煙 朝付)
国内取扱 料金	1	550	550	
旅行費用合計	小計		176,410	

対象外

領収書

91,000円
(内 6,020円は
対象外)

↓

84,980円

10/29 新幹線はくたか559 東京10:33→11:36軽井沢

10/30 新幹線あさま616 軽井沢13:00→13:47大宮

10/30 新幹線こまち27 大宮14:45→18:20秋田

11/01 新幹線こまち34 秋田15:06→19:04東京

収入印紙

領収証発行日: 2024/11/06

1 / 2

〒010-0921
秋田市大町3-4-1 NLP秋田ビル8階
株式会社JTB 秋田支店
中核市サミット 2024 in 秋田 係
支店長: 原田 吉啓
担当者:

領収証番号: 324392296000220002

登録番号: T8010701012863

領 収 証

清水 尚美 様

下記のとおり領収いたしました。

領収額合計 ￥9,000 (税込)

イベント名	中核市サミット 2024 in 秋田【議員様・議員随行者様】		
イベント会期	2024/10/31 ~ 2024/11/01		
請求額合計	(税込)	内消費税/税区分	
	￥9,000	￥818	-
	(10%対象) ￥9,000	￥818	-
	(8%対象) ￥0	￥0	※1
(対象外)	￥0	￥0	※2
入金額	￥9,000		
請求残額	￥0		

※1 軽減税率適用

※2 消費税対象外商品

領収証備考

明細は次頁以降をご参照ください。

6

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 清水尚美



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和6年10月29日 ～ 令和6年11月2日
支払金額	519 円
支払先	JR 東日本
使途内容	交通費
領収書を添付できない理由	Suica の IC カード支払い

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 清水尚美



整理番号	6
日 程	令和6年10月30日(水)～11月2日(土)
目 的	中核市サミット2024in秋田
訪問先	秋田市 あきた芸術劇場ミルハス
概 要 所 見	概要 主催者挨拶 中核市市長会会長 福島市長 木幡 浩氏 開催市歓迎挨拶 開催市市長 秋田市長 穂積 志氏 基調講演 「洋上風力発電によるカーボンニュートラルと地域振興」 講師 東京大学名誉教授／世界風力エネルギー学会副会長 荒川忠一氏 パネルディスカッション 第2会場 「芸術文化が創るまちの未来」 コーディネーター 秋田公立美術大学 美術学部 教授 藤 浩志氏 コメンテーター 芸術文化観光専門職大学 学長 平田オリザ氏 パネリスト 八戸市長、水戸市長、金沢市長 所見 ・洋上風力発電に魅力は感じるが瀬戸内海では難しいと感じた。 ・「芸術文化が創るまちの未来」ではパネリストの各市長さんが魅力ある取り組みを伝えていただき大変勉強になった。 ・芸術文化にかかる予算の違いに驚いた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 2024 年度、下半期 (2024 年 10 月分～2025 年度3月分) 会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6 年 11 月 15 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

7

領 収 書

令和 6 年 // 月 / 5 日

清 水 尚 美 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3, 0 0 0 円 也

但し、令和 6 年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 原 俊 司



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 令和6年度分会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 規約		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6 年 8 月 30 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員

清水 尚美 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

8

p

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7年 3月 31日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	年会費 (坊っちゃん劇場後援会)		
金 額	2,500 円	按分率	50 %
特 記 事 項	5,000 × 1/2 = 2,500 支払い先 坊っちゃん劇場 後援会		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 7年 1月 20日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

払込受領書

令和 7 年 / 月 20 日								
金額	千	百	十	万	千	百	十	
					5	0	0	
円								
お振込先	どちらの銀行へ振込みするか○をつけてください							
	↓	振込先金融機関・科目・口座番号						
	○			普				
				普				
				普				
愛媛県信用農業協同組合連合会								
受取人 「坊っちゃん劇場」後援会								
ご依頼人	清水尚美 様							
会員番号			手数料					

上記の金額正に受取りました

(取扱店) 銀行
 株式会社 愛媛銀行 桑原支店 店
 (ご依頼人控え)





ショッピング

レストラン

温泉・宿泊

劇場

レジャー施設

関連施設

ホーム

入会案内

特典と申し込み方法

後援会会則

ホーム > 後援会会則

RSS

お知らせ

INFORMATION

坊っちゃん劇場 後援会会則

第

1 条 (名称)

本会は、坊っちゃん劇場後援会と称する。

第2 条 (事務局)

本会の事務局は、坊っちゃん劇場事務所に置く。

第3 条 (目的)

坊っちゃん劇場は、愛媛県はもとより瀬戸内や四国の歴史・伝統文化や、偉人を題材にした舞台作品を提供し、劇場オープン後9年目で観劇総人数は60万人を超え、小中高生の年間観劇人数も2万人を超えています。地元に根付いた劇場の継続が今後とも望まれています。

本会は、地域の文化芸術・観光振興と地域の活性化を目的に、劇場と地域をつなぐ役割をになう事を目的とします。

第4 条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 劇場と会員の親睦・交流を図る事業
- (2) 劇場の広報・普及のための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第5 条 (会員)

本会の会員は、前条項の目的と事業に賛同する、個人及び法人(団体を含む)で構成する。

坊っちゃん劇場 後援会入会申込書のダウンロードはこちら



第6 条 (入会)

本会の入会は、別途定める入会申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする。

第7 条 (会員区分)

次のとおり会員区分を設ける。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員(団体を含む)

第8 条 (年会費)

- (1) 個人会員一口
ブロンズ会員 5,000円
- (2) 法人会員一口
ゴールド会員 30,000円 (県内法人)

第9 条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付日から、1年とする。

第10 条 (退会)

- (1) 本会からの退会は、その旨を事務局に届け出るものとする。
- (2) 中途退会の場合でも、会費は返金しないものとする。

第11 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 理事 若干名

- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務局長 1名

第12条（顧問）

本会には、名誉顧問・顧問を若干名置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第13条（役員の選任）

- (1) 会長は、役員会の互選により選任する。
- (2) 副会長は、会長が任命する。
- (3) 幹事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 監査役は、会長が任命する。
- (6) 事務局長は、会長が任命する。
- (7) 監査役は、本会で他の役職を兼ねることはできない。

第14条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条（役員会の会務）

各役員は、後援会活動を円滑に推進することを会務とする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、会長が指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、会の運営を補佐する。
- (4) 理事は、副会長・幹事を補佐し、会の運営を補佐する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査し、監査結果を総会において報告する。

第16条（役員の解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、役務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条（役員会）

- (1) 役員会は、本会の活動方針、予算、決算を審議する。
- (2) 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- (3) 役員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は、役員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

第18条（総会）

1 総会の招集と決議

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成し、会長が年に1回招集し開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数(委任状提出者を含む)をもって議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

第19条（議事録）

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第20条（地区後援会の設置）

- (1) 地区後援会は、個人会員と法人会員を会員として編成し、地域単位もしくは、それに準じる単位で後援会組織を設けることができる。
- (2) 地区後援会には、会員より選出された、会長1名、副会長1名及び顧問、若干名の役員を置くことができる。
- (3) 支部後援会は、各地区内で法人30社以上、または、個人会員100名以上で支部後援会組織を設けることができる。
- (4) 支部後援会には、会員より選出された、支部長1名、副支部長及び顧問、若干名の役員を置くことができる。

第21条（収入）

- (1) 会費
- (2) その他

第22条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

9

第23条（入会特典）

会員には入会時に、別に定める細則による特典を付与する。

※細則別紙1（細則は毎年 改定）

第24条（運営に関し必要となる事項の委任）

本規約に定めるもの以外で、本会の運営に関し必要となる事項は、役員会が決定する。

第25条（規約の改廃）

規約の改廃は役員会で審議し、総会に付議し、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成 26年6月16日から施行する。

▲ ページの先頭へ